機能ID	機能名称			機能要件	実装区分			適合基準日
	大分類	中分類	小分類		指定都市	中核市	一般市区町村	
0040211	10 共通	10.6 データ要件・連携要件の標準に基づく出力	―	システム契約期間の終了時には、その時点でのデータ要件の標準に従って任意でデータ提供ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040212	10 共通	10.7 印刷	―	証明書を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040213	10 共通	10.7 印刷	―	出力部数を設定できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040214	10 共通	10.7 印刷	―	帳票発行時にプレビュー機能を備えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040215	10 共通	10.7 印刷	―	帳票発行時にPDF出力又は紙出力のいずれかを指定でき、プリンタの指定もできること。なお、デフォルトでPDF出力又は紙出力のいずれかを設定できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040216	10 共通	10.7 印刷	―	戸籍附票システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を備えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040217	10 共通	10.7 印刷	―	氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040218	10 共通	10.7 印刷	―	アクセスログを取得できないOS独自の印刷ができること。	×	×	×	－
0040219	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	―	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、エラー（※）として抑止すること。 エラーは、当該内容で本登録することを抑止することが目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 ※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもの	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040276	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	―	論理的には成立するが特に注意を要する入力等は、アラート（※）として注意喚起すること。 ※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもの	◎	◎	◎	令和8年4月1日
0040221	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	―	エラー・アラートとする場合は、原因となったエラー・アラート項目と理由・対応方法を入力者に適切に伝えること。	◎	◎	◎	令和8年4月1日